

特定特殊自動車型式届出実施要領

第1 適用

本実施要領は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する特定特殊自動車の型式届出を行う場合に適用する。

第2 特定特殊自動車の同一型式の範囲

型式届出において、同一型式として処理できる範囲は、別紙 1「特定特殊自動車の同一型式判定要領」によるものとする。

第3 届出者

特定特殊自動車の型式届出ができる者は、特定特殊自動車の製作を業とする者又はその者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者又はその者から当該特定特殊自動車を購入する契約を締結している者であって当該特定特殊自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）とする。

第4 届出書、添付書面の提出等

1 次に掲げる提出先に届出書等を提出するものとする。

提出先：環境省水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 2 番 2 号
TEL. 03-3581-3351（代表） 内線 6525

提出物：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する届出書（規則様式第六）及び同条第 2 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）

部数：正本 3 部、副本 1 部

- 2 届出書の添付書面及び記載要領は、別紙 2「届出書の添付書面及び記載要領」によるものとする。
- 3 届出書及び添付書面の提出は、当該特定特殊自動車の届出に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したものを）を添付し、上記 1 の提出先に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、届出者の責任において対処するものとする。
- 4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。
- 5 上記 1 に提出する書面は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。この場合において、添付するファイル形式等については、

- 別紙 3「電子申請を行う際の添付書面（特定特殊自動車）の様式等」に基づくものとする。
- 6 提出された届出書及び添付書類に不備が無い場合には、法第 10 条第 4 項の規定に基づき公示する。
- 7 届出書等の確認のため、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

第 5 試験方法

特定特殊自動車の試験のうち、規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものは、次表第 1 欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第 2 欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示」（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第 3 欄に掲げる試験方法により行うこととする。

特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙 4-1）
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙 4-2）

※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル（これに準じた機能を持つ装置を含む。）がない場合にあつては、当該測定方法に準じた方法によることができる。

第 6 判定基準

特定特殊自動車は、特定特殊自動車技術基準（規則第 11 条第 1 項第 2 号に係るものにあつては、次表左欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表右欄に掲げる告示に定める基準）に適合していること。

特定特殊自動車の種類	告示に定める基準
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 1 号の基準
軽油を燃料とするもの	告示第 7 条第 1 項第 2 号の基準

第 7 法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する確認方法を記載した書面

法第 10 条第 1 項第 4 号に規定する当該型式に属する特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法については、検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査の方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。

日本工業規格（以下「JIS」という。）Q9001 の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN(European Norm)29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902 又は QS(Quality System requirements)9000 の各規格は JIS Q9001 と同等以上の規格の

例とする。

第8 基準適合表示等

- 1 型式届出を行った製作者等（以下「届出事業者」という。）は、法第11条第2項の規定による義務を履行した場合には、法第12条第1項の規定に基づき基準適合表示を付することができる。
- 2 上記第4の6の規定による公示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。

NV-〇〇〇（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの）

NV3-〇〇〇（軽油を燃料とするもの）

第9 点検整備方式の周知方法

規則第13条の「点検整備方式を使用者に対して周知させる措置」とは、次のことをいう。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

第10 変更の届出

- 1 届出事業者は当該型式届出に係る届出書またはその添付書面の記載事項の変更をした場合には、その旨を記載した届出書（規則様式第七）及び変更に関する資料を遅滞なく上記第4の1に規定する提出先に提出すること。

この場合において、当該変更に関する資料については、型式届出書の添付書面の例に準ずるものとする。

- 2 上記1の届出は、当該変更に係る特定特殊自動車の型式がすでに型式届出を行った特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に限り受理する。なお、同一の型式と認められない場合には、新たに型式届出を行うものとする。

第11 届出書等へ記入する署名等

- 1 型式届出等をする場合における届出書には、押印に代えて届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
- 2 外国において本邦に輸出される特定特殊自動車を製作することを業とする者（外国人又は外国法人に限る。）にあっては、届出書及び添付書面には、英語訳を併記することができる。この場合には、各書面の余白等に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第12 排出ガス検査等

- 1 届出事業者は、届出に係る確認方法に従い検査を実施すること。
- 2 検査は、品質管理手法を用いた抜取検査方式により実施してよい。この場合には、その方式が明確にされていること。

- 3 届出事業者は、検査を行ったときは、当該検査の成績を記録し、これを5年間保存すること。
- 4 届出事業者は、原動機を無負荷の状態にすることができない構造の特定特殊自動車に型式指定を受けた特定原動機（規則第4条に定める型式指定特定原動機とみなす特定装置を含む。以下同じ。）を搭載する場合には、当該型式指定を受けた者と規則第12条第2項第4号の確認を行わなければならない。

第13 その他

主務大臣は、必要があると認めるときは、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき当該特定特殊自動車の届出事業者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。

附則

1 施行期日

この通達は、平成18年5月1日から施行する。

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

2 経過措置

告示第14条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成26年6月26日から施行する。

2 経過措置

告示第20条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同項ただし書の規定により光吸収係数を測定する場合にあっては、本改正規定の別紙2の第1号様式、別紙4-2及び別紙5の第2 1-22により行うものとする。

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸 元 表

届出番号	車体の外形又は構造	
	動力伝達装置の種類及び主要構造	
車名及び型式	走行装置の種類及び主要構造	
	操縦装置の種類及び主要構造	
呼称 (カタログ名)	懸架装置の種類及び主要構造	
	車わく	
製作者等の氏名又は名称	軸距(m)	
	上部構造支持台	長さ
特定特殊自動車の種別	寸法(m)	幅
	主制動装置の種類	
燃料の種類		
	定格出力	(kW/min ⁻¹)
特定原動機の名称及び型式	最大トルク	(Nm/min ⁻¹)
	無負荷回転速度 (min ⁻¹)	
型式の表示位置	排出ガス濃度	CO (%)
	(無負荷状態)	HC (ppm)
製造番号の表示様式	無負荷急加速光吸収係数 (m ⁻¹)	
	付属装置等の取	吸入負圧 (kPa)
製造番号の表示位置	付内容	排気圧力 (kPa)